

# 家族概念の形成

## — 家族と family —

広井多鶴子

実践女子大学人間社会学部

### はじめに

家族は普遍的・通文化的な親族集団であると考えられてきた。古くは戸田貞三が、「われわれが見聞する諸民族は原始的生活をなすものより、複雑高等なる文化を持つものに到るまで、すべて家族的集団を形づくり」「いかなる民族といえども家族なる小集団を構成しないものはない」と述べた（戸田 1937：9 頁）。戦後の代表的な家族社会学者である森岡清美も、「人間の社会には、どこにも家族があって、世代の再生産による社会の維持の要となっている」と語る（森岡 1987：16 頁）。

このように、家族は普遍的・通文化的な集団であるということを暗黙の前提にするからこそ、私たちは古代家族、中世家族、近世家族、あるいは伝統家族や近代家族に関する歴史研究を行い、日本の家族やアジアの家族といった枠組みで比較研究を行う。家族の形態や機能は歴史的にも地域的にも民族的にも様々だが、そこには家族としての普遍性があると考えられてきたのである。

しかし、家族という概念が近代化の過程で形成され、普及するようになった新しい概念だとしたら、はたして家族は人類に普遍的な集団だと言えるだろうか(1)。もちろん、家族という概念がかつて存在しなかったとしても、そこには血縁者を中心とした生活集団があったことは確かだろう。それは、日本の場合、「家」であり、それゆえ、家に関する膨大な研究が家族研究として蓄積されてきた。だがはたして家は家族なのか。この問いは 1950 年代から 70 年代にかけて展開された有名な有賀喜左衛門と喜多野清一の論争に見られるように、家族研究において重要な論点であった。

有賀喜左衛門は、いったんは家族を family に対応する「通文化的」な概念とし、「家を日本の家族と私は規定したい」と述べつつも（有賀 1970：50 頁）、後に、「家は日本に特殊な慣行であり、通文化的意味の家族ではない」と、その捉え方を修正あるいは再確認した（有賀 1971：18 頁）。それは有賀が、傍系親族や非親族を含み、同族を構成する生活者集団として家の特徴づけるからであり、その点に通文化的な意味での家族とは異なる家の特殊性を見出すからだろう。その前提には夫婦と子からなる西欧近代の familyこそ人類に普遍的な家族であるとする近代主義的な家族遍在論がある。家の特殊性論と西欧近代の family を基本モデルとする家族遍在論との間で、有賀は揺れていたのだろう。

戦前の日本で盛んに言われた「家族国家」や「家族制度」というイデオロギーも同様である。家は西欧の家族とは異なる日本独自の伝統的な親族集団と見なされる一方で、家制度は家族制度とも言われ、家を基盤にした国家体制は日本独自の家族国家であると喧伝された。だが、家族国家や家族制度というイデオロギー自体、家族という概念の成立を前提として初めて成り立つものであり、そうした主張の根底には西欧近代の家族との対比があった。

さて、この小論で考えて見たいのは、家とは何か、家族とは何かということではない。家族という概念それ自体が、山田昌弘の言うように「近代化のある一つの表現である」とすれば（山田1994：23頁）、家を家族と見なすにせよ、両者の違いを強調するにせよ、家と家族の異同を問うこと自体が、近代の家族概念の成立を前提にしていることになる。つまり、家族という概念が成立することによって、一方で、家と家族の混同あるいは融合がはかられ、他方で、両者の関係や差異が延々と問われることとなった。このような家と家族との融合と対比の歴史を、家族概念の成立時にさかのぼって問い直してみたいのである。

では、私たちが今、家族として、当たり前のように考えている概念は、いったい、いつ、どのように形成されたのか。本稿では主に辞書の変遷をたどることによって、この問いについて考察していく。家族はどんな時代にもどんな民族、国家、社会にも存在するという私たちの常識は、家族概念の成立によって、誰もが家族において生まれ、家族に属するものと考えられるようになった近代という時代が照射して作り出したものだったのではないかと(2)。家族という概念が形成されることによって、私たちの家族に関するこうした常識もまた、形成されてきたのではないかと思われる。

## 1. 家族は日常語だったのか

### (1) 家族の用法

日本における家族概念の成立史に関するまとまった研究は、管見の限りほとんどなく、森岡清美の研究が最も主要なものと思われる。そのため、以下では森岡の研究(1987)をもとに考察していきたい。

森岡清美は、家族ということばには次の三つの系譜・用法があると指摘している。第一は、主に法令の中で使われた概念であり、「一家（一戸）のなかの、戸主以外の人々」、あるいは「戸主に対する家族」を指すことばである。森岡によると、戸主たる官吏が家族を東京に呼び寄せることを認めた1869（明治2）年8月24日の太政官布告794号や、1871（明治4）年の戸籍法（壬申戸籍）に基づく戸籍調査においてこうした用法が用いられ、1898（明治31）年制定の明治民法に継承される（森岡1987：12頁）。

第二は「日常語としての家族」である。森岡は、「家族という語は、近代の法令で用いられるよりも前から、普通の人々がふだんの生活で使う日常語であった」とし（森岡1987：13頁）、日常語としての家族は、集団を意味せず、法令的用法よりもルーズに、「だれかを照準点として、その人と一緒に暮らす（あるいは暮らすはずの）近親者を集合的にさす語であった」と指摘する（森

岡 1987：22 頁）。

第三は戸主を含め家のもの全体を一括して家族＝集団と見なす用法である。1879（明治 12）年の「甲斐国現在人別調」に家族を一つの集団として把握する「一家族」という語が見られるように、この用法は明治の比較的早い段階から見られたが、大正期になって、戸田貞三が家ではなく「集団としての家族」を観察対象とすることによって、学術用語として普及したという（森岡 1987：21-22 頁）。

## (2) 近世の用語

森岡の言う第一の法令上の用法については稿を改めることにして(3)、ここでは第二の「日常語としての家族」について考えてみたい。家族は、はたして近代以前から普通の人々がふだんの生活で使う日常語だったのか。森岡はこの点についてほとんど具体的な根拠を示していないが、以下、近世から明治前期の主な辞書を分析する。

家族という語は漢語としては古い語である。漢和辞典には管子や唐書の語法が載っており、「身内の者。やから。一門。家眷。家衆。家属。家徒」といった説明が加えられている（諸橋卷 3、1966：301 頁）。だが、後述するように、漢語は明治以前にはそれほど使われてはいなかった。現在使われている漢語の多くは、幕末から明治初期にかけて用いられるようになったことが知られている。

家族という漢語はどうか。佐藤喜代治は、「漢籍・仏典に典拠の見られるもので、わが国の文献に用例が見いだされず、古辞書類にも見えない漢語」のリストの中に家族という語を挙げている（佐藤喜代治 1971：341 頁）。また、佐藤亨は、「漢籍に典拠を持つ語で、わが国では幕末・明治初期に用いられたと考えられるもの」のうち、「幕末に用例の指摘できる語」として家族を挙げる。だがその一方で、佐藤亨は「漢籍および江戸中期頃の国書に見出される語」のリストにも家族を載せている（佐藤亨 1986：234、395 頁）。これらの研究では、家族は幕末まで使われることなかった漢語なのか、それとも江戸時代から使われていた漢語だったのか、よくわからない。

そこで主に近世の子育て関係の文献を集めた山住正巳・中江和恵編『子育ての書』（1976 年、全 3 巻）を見てみたところ、わずかではあるが用例を見出すことができた。たとえば、香月牛山<sup>ごきん</sup>『小児必用養育草』（1703 年）の「序」を書いた兄・平子秀房は、牛山が同書を「故国なる家族にしめす」「いかんぞ家族のみにて客<sup>やぶさ</sup>かにせん」と記し（山住・中江 1 巻：288 頁）、林子平は『父兄訓』（1786 年）の中で、「五倫ようやく壊乱して、見苦しき家族、世の中に多く見ゆるなり」と語っている（山住・中江 2 巻：59 頁）。また、「歌にも用るなれたる詞ども」を集めた石川雅望の『雅言集覧』（1826 年、1849 年）では、「いへひろし」という語に「家族の多きをいふ」という説明が加えられている(4)。

なお、国学者谷川士清<sup>ことすが</sup>の『倭訓栞』（(1777-1830 年、1862 年、1877 年）は、「やから」について「族」「弥属<sup>イヤカラ</sup>」「家族<sup>カラ</sup>」と記している。中村幸彦他編『角川古語大辞典』（1982-1999）によれば、「やから」の「や」は「家」、「から」は「はらから」と同様、「血縁関係をいう語」だという（5 巻：707 頁）。このことからすると、近世の「家族」は「家族<sup>やから</sup>」でもあったのだろう。明治以降の文献においても、後述する『言海』など、家族に「やから」（やがら）とルビをふってあるものを

時たま目にする。

ともあれ、このように家族という漢語は江戸時代にも用いられていた。しかしながら、それほど一般的な語だったとは思えない。たとえば、一家の主人に向けて家を治めるための心得や方法を説いた貝原益軒の『家道訓』(1712年)には、家族という語は見あたらない。貝原が同書で家の構成員や関係者を総称するときは、「父子兄弟夫婦」「兄弟夫婦親族下人」「父子兄弟夫婦親戚」など、一々その続柄等を列挙している。

また、江戸時代後半の江戸町人ことばを収録した前田勇編『江戸語の辞典』(1979年)には、家族という見出し語はない。同辞典に載っている親族関係の語は「家内」や「眷族」である。最大級の古語辞典である『角川古語大辞典』にも、家族という見出し語は載っていない。江戸時代の3大辞典とされる前掲の『和訓栞』と『雅言集覧』、および江戸時代の口語・俗語を収録した太田全斎の『俚言集覧』(作成年不明、増補版刊行1900年)も同様である。これらの辞書に載っている親族関係の見出し語は、「いへのひと」「うから」「やから」「かない」「親族」「眷族」などである。

以上のことからすれば、家族は漢籍に詳しい知識人が時に使用する語ではあっても、近世の文献において一般的に使用されていた語とは言えないだろう。まして、普通の人々がふだんの生活で使っていた日常語だったとはとても思えない。佐藤亨が、家族を「江戸中期頃の国書に見出される語」の一つに挙げながら、「幕末に用例の指摘できる語」としても取り上げたのはそのためだろう。以下に見るように、家族は江戸時代よりも幕末あるいは明治以降によく使われるようになった漢語だからである。

## 2. 家族はいつ普及したか

### (1) 明治前期の国語辞書

では、家族という語がよく使われるようになるのはいつごろからか。表1は本稿が参照した明治以降の国語辞典である。辞書の記述からその時期を探してみたい。

調べた範囲ではあるが、明治初期の国語辞典には家族という見出し語は載っていない。1878(明治11)年の物集高見『日本小辞典』では、『雅言集覧』を引き継ぎ、「いへひろし」を「家族ノ多キヲ云フ」と説明しており、1881(明治14)年の白井憲成『雅言略解』は、「やから」について「親族又家族」と書いているが、家族という見出し語はない。

もちろん見出し語として載らなかったからといって、使われていなかったわけではない。国立国語研究所は、1877(明治10)年11月からの1年間に『郵便報知新聞』で使われた語彙のリストを作成しているが、家族もそのリストに載っている。ただし、家族は使用頻度10以上の欄にはなく、「偶然性の働く可能性が高い」とされる1~9のランクに掲載されている(国立国語研究所1959)。ちなみに、家は使用頻度70、家内は10である。この当時、家族よりも家内の方が一般的な語だったのだろう。

国語辞典に家族が見出し語として載るのは、1888-89(明治21-22)年の高橋五郎『いろは辞

表 1 国語辞典

書名・編者	家族	家・一家・家内	親族など
日本小辞典 物集高見 1878 (明治 11) 年	なし	〔いへひろし〕家廣、家族ノ多キヲ云フ。 家ノ豊饒 <small>ユタケ</small> キヲ云フ。	なし
雅言小解 佐々木弘綱 1879 (明治 12) 年	なし	〔イへひろき〕親類が多い。 〔いへびと〕出入ノ者 〔かや〕家	〔しぞく〕親族
雅言略解 白井憲成 1881 (明治 14) 年	なし	宅、人の居所。	〔うから〕親族 〔やから〕親族又家族。
ことばのその 近藤真琴 1885 (明治 18) 年 〔国会〕	なし	①ひとのすむためにつくりたるところ、 ②家門マタ家系。チスヂ、シソン、イヘ ガラ。〔いへひろし〕しそんあまたあり	〔しんぞく〕〔やから〕
ことばのはやし 物集高見 1888 (明治 21) 年 〔国会〕	なし	家。家系。ひとのすむかまへをして、あ るところ。またや、とおなじ。また、ち すぢ、とおなじ。〔いへひろし〕うから、 やからのおほきをいふ。またいへのゆた かなるをいふ。〔かない〕	〔うがら〕〔けんぞく〕〔しんぞく〕 〔しんるゐ〕〔みうち〕家族。み のうち。うからやからをいふ。〔や から〕
和漢雅俗いろは辞典 高橋五郎 1888 (明治 21) 年-1889 (明治 22) 年 〔国会〕	家族、いへ のもの、一 家。	家、宅、舎、屋、室、戸 (人の住む建物) 〔いつか〕一家、ひとへ、一家内、全 家、いへぢう 〔かない〕家内、いへの うち、いへのもの、家族、家眷。	〔うから〕〔かけん〕家眷、家族、 眷属、いへのもの。〔けんぞく〕 〔しんせき〕〔しんぞく〕〔しん るゐ〕〔みうち〕〔やから〕
日本辞書言海 大槻文彦 1889 (明治 22) -91 (明 治 24) 年 〔国会〕	一家 <small>ヤガラ</small> ノ族。	①人ノ住ムニ作レル建物 ③吾ガ家。自 宅 ④ウカラ、ヤガラ、家族。⑤先祖ヨ リ相続シ来レル代代ノ名目。名跡。家名。 ⑥家柄。〔一家〕ヒトツ家族。〔かない〕	〔うがら〕血脈ノ人。ヤガラ。ミ ヨリ。親族。〔けんぞく〕〔しん せき〕〔しんぞく〕〔しんるゐ〕 〔みうち〕〔やから〕
雅俗雅日本小辞典 服部元彦 1890 (明治 23) 年 〔国会〕	なし	なし	〔うから〕親類。〔親類〕うから、 ぎう、やから、るゐ。
雅俗雅日本小辞典 (増 補再版) 服部元彦 1892 (明治 25) 年 〔国会〕	へびと	なし	〔うから〕〔親類〕
訂正増補国文小辞典 大久保初雄 1892 (明治 25) 年 〔国会〕	なし	なし	〔うから〕血脈ノ人。生属。ミヨ リ。親族。〔しぞく〕親族。〔や から〕親族。一族。
日本大辞書 山田美妙 1893 (明治 26) 年	漢語。一家 一門。	③ワガ家=自分ノ家=ホオム。④先祖カ ラ伝ハツテ来タ代々ノミヤウセキ。⑤ イッケ=ウカラヤカラ。⑥イヘガラ〔か ない〕	〔うから〕血脈ノツツイテ居ル人 =シンゾク=シンルイ、〔けんぞ く〕〔しんせき〕〔しんぞく〕〔し んるゐ〕〔みうち〕〔やから〕
日本大辞林 物集高見 1894 (明治 27) 年 〔国会〕	なし	ひとのすむやうにかまへたるところ。ち すぢ。いへすぢ。うからやから。〔いへ ひろし〕かぞくおほし。〔かないぢゆう〕	〔うがら〕〔けんぞく〕〔しんせ き〕〔しんぞく〕〔しんるゐ〕〔み うち〕〔やから〕
日本新辞書 三田村熊 之介 1895 (明治 28) 年 〔国会〕	なし	なし	〔うから〕〔みうち〕〔やから〕 族、①家族。②ナカマ。

日本新辞林 林襄臣・棚橋一郎 1897 (明治30) 年 〔国会〕	うから。や から。一家。 一門。	③わがうち、④先祖より伝はりて来たる 代々のみやうせき。	〔うから〕 血脈の続きある親族。 〔かない〕〔けんぞく〕〔しんせ き〕〔しんぞく〕〔しんるゐ〕〔み うち〕〔やから〕
ことばの泉 落合直文 1898 (明治31) 年 〔国会〕	一家の族。 一家内の者 共。	人の住むための建物。わが家。自宅。や から。眷族。〔いっか〕一家。①一つの 家族。②家の内残らず。〔かない〕家内、 一家の内。家族。	〔うから〕〔けんぞく〕〔しんせき〕 〔しんぞく〕〔しんるゐ〕同じ血 統をひきたるもの。〔みうち〕〔や から〕
日本大辞林 物集高見 1907 (明治40) 年 〔国会〕	家族。うか らやから。 ちちはは。 つまこ。	①ひとのすむやうにかまへたるところ。 ②ちすぢ。いへすじ。うからやから。〔い へひろし〕かぞくおほし。〔かないぢゆ う〕	〔うがら〕〔けんぞく〕〔しんせ き〕〔しんぞく〕〔しんるゐ〕〔み うち〕〔やから〕

〔国会〕は国会図書館近代デジタルライブラリーに収録されている文献。〔 〕内は見出し語。語釈は省略したものもある。

典』(5)と、日本初の近代的国語辞典とされる大槻文彦の『日本辞書言海』(1889-1891年)以降である。『いろは辞典』では、家族は「いへのもの、一家」、『言海』では「一家ノ族<sup>ヤガラ</sup>」と書かれている。つまり、家族は1880年代末、明治20年代になってようやく国語辞典に見出し語として載るようになるのである。

それは、言論の場で家族という語がかなり用いられるようになったからではないかと思われる。巖本善治主宰の『女学雑誌』は、1888(明治21)年に「日本の家族」という社説を連載する。同社説は英米語のホームをわが国のことばで「仮に之を言はば蓋し家族と云へるものの如きか」と述べ、「我国人が其家族に対するの思ひは未だ英米人が其のホームを見るが如く濃切なからず」「日本に幸福なる家族少なし」と嘆いた(女学雑誌96号:2頁、97号:1頁)。また、この社説では家族を「かない」とも読ませ、他に家内、家内中、族人、族人、族人、族制、一族、一家、家、家庭など様々な語を用いた。家族を表すための表現に苦心している様子が伝わってくる。家族は1880年代末においても、日常語というより、社会を論ずるための言論の用語であり、しかも、言論の場においてもなおその意味を伝えるために、ルビのみならず、様々に言い換えが必要な語だったのである。

### (3) family の訳語としての家族

ではなぜ家族という語が使われるようになったのか。次に英和辞典などを調べてみる。「主婦」という漢語が家政学関係の西欧の翻訳書で使われるようになったのと同様(広井2000)、家族という語の普及には、翻訳書や洋学の影響があると推測されるからである。

表2は江戸時代から明治前期にかけて出された代表的な英和辞典に記された家族関係の用語一覧である。和蘭通詞本木正栄らによる『諸厄利亜語林大成』(1814年、文化11年)は、1808年のフェートン号事件をきっかけに編纂されたものだという。また、最初の本格的英和辞典とされる『英和對譯袖珍辭書』(1862年、文久2年)は、ペリー来航の際に通訳をした和蘭通詞堀達之助らが作成したものである(南出1998)。これらの辞書には家族という語は見当たらない。family

表2 英和辞典

	family	house	household
あんげりあ 諸厄利亞語林大成 本木正栄編 1814 (文化11) 年	氏ノ姓、家眷、由緒、親族	イエ	なし
英和・和英語彙集 メドハースト 1830 年	なし	イエ、イヘ	なし
英和對譯袖珍辭書 堀達之助 1862 (文久2) 年	眷属ノ者、親属	家	眷属
和英語林集成 (英和の部) 初版 ヘボン 1867 (慶応3) 年	家内、眷族、内輪	家、うち、宿、住まい、け	家内
改正増補和訳英辞書 薩摩学生 1869 (明治2) 年 [国会]	眷属ノ者、親属	家、堂、家筋、	眷族
英和字典 知新館社訳 1872 (明治5) 年	家属、種属、血統 家眷、家室	家、堂、家系、家属	眷族、家室、合宅、 閨家
和英語林集成 (英和の部) 第2版 ヘボン 1872 (明治5) 年 [国会]	家内の者、家内中、内輪、眷族、家筋、種類	家、うち、宿、住まい、け、宅	家内 家族
附音挿図英和字彙 柴田昌吉、子安峻 1873 (明治6) 年 [国会]	カソク 家属、 イヘガ 門地	イヘ 家、氏、家系、家属	ソク 家属、家事、家業
英和俗語辞典 アーネスト・サトウ、 石橋政方 1876 (明治9) 年	家内の者、家内中、妻子、 親族、眷族 家	家、うち、家、所帯	家内中、家内の者、 家族
英和俗語辞典2版 アーネスト・サトウ、 石橋政方 1879 (明治12) 年	家内の者、家族、家内中、妻 子、親族、眷族、家	家、うち、家、所帯	家内中、家内の者、 家族
英和双解字典 棚橋一郎訳 1885 (明治18) 年	家族、血属、門地 宗族、親族、戸口 家眷	家、屋、家系、家属	家属、 閨家
学校用英和字典 小山篤叙編 1885 (明治18) 年 [国会]	家属、親族	家、邸宅、家系	家事
和英英和語林集成 (英和の部) 第3版 ヘボン 1886 (明治19) 年	家内の者、家族、家内中、内 輪、眷族、家筋、種類、家柄	家、うち、宿、住まい、け、宅	家内 家族
袖珍挿図和訳英辞書 長谷川辰二郎編訳 1886 (明治19) 年 [国会]	家属、親族、宗族、血属	家、堂、氏、家系、 家属	家属、家事、家業
ウェブスター氏新刊大辞書和訳字彙 イーストレキ、棚橋一郎訳 1888 (明治21) 年 [国会]	家属、親族、宗族、血属	家、邸宅、居宅、氏、 家系、家族、同族、 同家、家	家属、家事、家業
明治英和字典 尺振八 1884 (明治17) -1889 (明治22) 年 [国会]	家属、家眷、一家内、同族、 同家、同種族、親族	家事、家族、同家、 同族	家属、 拳家
雙解英和大辭典 島田豊纂譯 1892 (明治25) 年	家属、家眷、眷属、一家内、 族、同族、同家、同種族、親 族、家系、血統	住家、家屋、房舎、 家、邸宅、居宅、家 事、家眷、家族、同 家、同族、家	家族、家眷、眷属、 一家、家内

[国会] は国会図書館近代デジタルライブラリーに収録されている文献。直接関係しない訳語は省略した。カタカナのルビは原著のものだが、ルビを省略したものもある。ヘボン『和英語林集成』とサトウ・石橋『英和俗語辞典』の原本はローマ字表記だが、対応すると思われる漢字等に直した。

の訳語に当てられたのは、「家眷」や「眷族」「親族」である(6)。留学費用を捻出するために先の『英和對譯袖珍辭書』を改訂して出版したとされる『改正増補和訳英辭書』(いわゆる薩摩辭書、1869年)も『英和對譯袖珍辭書』と全く変わらない(7)。また、幕末に出された和英辭典である清水卯三郎の『ゑんぎりしことば』(1860年、万延元年)は、「やから」と「かないぢう」を「フェミリイ」と訳し、石橋政方の『改正増補英箋』(1861年、万延2年)は、「親族」に family の語を当てている。つまり、以上の辭書で family に該当するものと見なされた語は、やからや家内、親族、家眷、眷族であって、家族ではなかった。

一方ヘボン(J. C. Hepburn)の『和英語林集成』の和英の部では、初版(1867年、慶応3年)から家族(Kazoku)が Family と訳されている。辭書に家族という見出し語が登場するのはこれが最初ではないかと思われる。だが、英和の部の初版では、family の訳語として「家内」や「眷族」が載せられており、家族の語はない。第2版では household の訳語として家族が採用されるが、family の和訳として家族が登場するのは、1886(明治19)年の第3版である。

日本人が作成した英和辭書において最初に family を「家属」と訳したのは、ナットール(P. A. Nuttall)の英語辭典を翻訳した知新館訳『英和字典』(1872年、明治5年)ではないかと思われる(8)。オウグルビー(J. Ogilvie)の英語辭典を原本とした翌1873(明治6)年の柴田昌吉・子安峻<sup>たかし</sup>『附音挿図英和字彙』も、family の訳語として第一に「家属」を挙げるとともに、household と house の訳語にも「家属」を採用している。

サトウ(E. M. Satow)と石橋政方の『英和俗語辭典』は、初版(1876年、明治9年)では family の訳語として家族を採用しなかったが、3年後(1879年、明治12年)の2版では家族を載せている。なお、同辭書のタイトルにある「俗語」は、The Spoken Language の訳である。

また、井上哲次郎は、イギリスのフレミング(W. Fleming)の哲学辭書をもとに『哲学字彙』を出版している。これは、英語の學術用語に該当する日本語の語彙を収録したものだが、その初版(1881年、明治14年)には family も家族の語もなく、Kin に「眷族」の語が当てられている。だが、3年後の改訂増補版(1884年、明治17年)には Family が採用され、「類屬」「家族」と記される。家族が family に該当する學術用語として位置づけられるのである。

#### (4) 翻訳語としての漢語

ところで、ロブシャイド(W. Lobsheid)の英語・中国語辭典である『英華字典』(1866-69年)は、「当時の日中両国にとって画期的な大辭書」であり、前掲の知新館訳『英和字典』や『附音挿図英和字彙』など、日本の英和辭典に大きな影響を与えたとされる(森岡健二1991:59頁)。英和辭典の作成や洋書の翻訳にあたって、古典漢語の再生・転用や近世(明・清)中国語の借用が行なわれ、その際ロブシャイドの『英華字典』が参照されたからである(湯浅2007)。

その結果、表2にあるように、明治初年以降の英和辭典では家族・親族関係の用語はその多くが漢語に置き換えられることになった。前述の国語辭典や幕末の『ゑんぎりしことば』などにあった「うから」「やから」「身内」といった和語はもはやほとんど見られない(ただし、漢語に和語のルビを付しているものもある)。日常語としてよく使われていたはずの「家内の者」は、日本人

による英和辞書にはなく、ヘボンの辞書とサトウらの『俗語辞典』に載せられている。

しかしながら、ロブシャイドの『英華字典』では、family は家族とは訳されていない。family を引くと、household の意味として「家眷」「家室」「家口」「戸口」「門戸」が挙げられており、one family に「一家」「一家親」、connection に「家属」の語が当てられている。この点は井上哲次郎らが1883(明治16)年に発行した訂増版でも変わらない。また、ロブシャイドの同辞典は、柳沢信大・津田仙・大井鎌吉が日本語訳をつけ、1879-81(明治12-14)年に『英華和譯字典』として出版されているが、『英華和譯字典』は family とその中国語訳である「家眷」「家室」などを「カナイ」「カゾク」と訳している。「カゾク」は和訳だったのである。

ロブシャイドに次ぐ大辞書とされる W. H. メドハーストの英語中国語辞典(1847-48年)も同様である。同辞典は永峰秀樹が訓訳を施し、1881(明治14)年に『華英字典』と題して出版されるが、それによると family の中国語訳は「家眷」「家室」「族」であり、それに「カゾク」という日本語訳がつけられている。また、ウィリアムス(S.W. Williams)の辞書に柳沢信大が校正訓点を加えた『英華字彙』(1869年、明治2年)でも、family は「家室」「家眷」などであり、kindred が「親戚」「家族」「宗族」と訳されている。当時の中国語で family に該当する語と見なされていたのは、家族ではなくて主に「家眷」や「家室」であり、connection や kindred が「家属」(または「家族」)だったのである(9)。

つまり、明治初年の知新館『英和字典』と柴田・子安『附音挿図英和字彙』が family の訳語として「家属」を採用したのは、上記の中国語辞典に依拠したからではなかった。知新館の『英和字典』はロブシャイドの辞書から採ったと思われる「家眷」「家室」も載せているが、第一に挙げているのは「家属」である。

では、なぜ「家属」なのか。それは、柳沢信大らの『英華和譯字典』と永峰秀樹の『華英字典』が和訳として「カゾク」を挙げたように、家族が以前から使われていた語だったからではあるだろう。だが、「家属」という表記は、出典は不明だが、漢語から改めて摂取された語であることを示している(10)。明治初期の英和辞典は、「家属」という漢語を用いることで、従来の家族との違いと family の訳語としての新しさを表そうとしたのではないだろうか。

ともあれこのように見てくると、幕末から明治初期の英語関係の辞書が、family にどのような訳語を当てるかについて、かなり苦心し試行錯誤を重ねていた様子がうかがわれる。蘭学を基礎にした英和辞典は family を主に眷族と訳したが、ヘボンの初版『和英語林集成』の和英の部(1867年)が、はじめて家族に family の語を当てる。その後、知新館の『英和字典』(1872年)と柴田・子安の『附音挿図英和字彙』(1873年)が family の訳語に「家属」を挙げ、1880年代半ば以降になると、多くの辞書が家族を family の第一の訳語として載せるようになる。ヘボンも明治以降に流布した新漢語を新たに多数収録した1886年の第3版英和の部で、はじめて家族を family の訳語に挙げる。以上のことからすると、家族が family の訳語として定着するのは1880年代半ば、明治10年代末であると思われる。

また、前述のように、井上哲次郎は1884(明治17)年の『改訂増補哲学字彙』で、家族を family に該当する学術用語として位置づける。井上がこの『改訂増補哲学字彙』で、自ら訂増したロブ

シャイドの辞典（1883年）に倣わずに、familyに家族の語を当てたのは、この当時すでに家族という訳語がかなり使われていたからだろう。この点については後述する。一方、国語辞典に家族がはじめて見出し語として載るのは、1880年代後半、明治20年代に入ってからと遅れる。こうしたことからすると、家族は西欧の文化や学問を摂取するために、familyの訳語として改めて漢語から採用された「翻訳語」であり、それによって新たに広がった語と言えるだろう。

### 3. familyに置き換えられた語

#### (1) 戸主の家族と集団としての家族

次に問題となるのは、家族という語の意味である。森岡清美の研究に再度戻ろう。森岡は家族という語の意味を、〈戸主など誰か関心の焦点に立つ人に対する家族〉と〈集団としての家族〉という二つに区分する。そして、「明治期における法令用語としての家族は、関心の焦点にある人を戸主に限る点を除いて、日常語と全く同じ地盤に立っていた」として、法令用語と日常用語としての家族を一つ目の意味、学術用語としての家族を二つ目の意味に分類する（森岡1987:13頁）。

森岡がこのように家族の意味を二つに分けるのは、家は「戸主が統率する集団、先祖から子孫に伝えられるべき制度的集団」であるのに対し、〈社会集団としての家族〉は「夫婦を中心とした血縁者による現実の生活集団、という意味が強い」と考えるからである。その前提には、「家ではなくまさに集団としての家族が社会学者の観察対象となっていたことは、明治後期から大正にかけて、制度的権威主義的集団である家の解体が進行し、他方、その間隙から近隣者の生活集団があらわになっていったことを反映するものであろう」という歴史認識がある（森岡1987:21-22頁）。

つまり、〈家から家族へ〉という家族変動論の枠組みの中で、家族という語の持つ意味の違いとその変化が捉えられているのである(11)。だがこのことは、おそらく家は家族ではないということではない。森岡が法令用語の家族と日常語としての家族を同じ地盤にあるとするのは、両者とともに「制度的権威主義的集団である家」に根ざしたものとして把握するからだろう。そしてまた、家族を家制度に根ざす語として捉えるがゆえに、家族は近代以前から普通の人々がふだんの生活の中で使ってきた日常語であると見なしたのである。〈家から家族へ〉という森岡の家族変動論の前提には、「近隣者の生活集団」としての家族は人類に普遍的な血縁集団であり、家も実はそうした家族の一形態であるという認識があるものと思われる。

しかしながら、〈誰か関心の焦点に立つ人に対する家族〉と〈社会集団としての家族〉という分類は、はたして〈家から家族へ〉という家族変動に対応するものなのだろうか。確かに戸主とその家族という法令上の用法は戸主と家族を概念的に区分するものであって、森岡の言う〈社会集団としての家族〉とは異なる。だが、森岡も指摘しているように、たとえば妹とその家族といった「誰かを照準点」としてその近親者を指す日常語としての家族は今日でもよく用いられる。そうである以上、こうした一般的な用法や法令用語が、社会科学の学術用語とは異なるものであったとしても、一つ目の用法と二つ目の用法が〈家から家族へ〉という家族変動に対応するもの

ようにはどうも思えない。

しかも、前述のように、家族は明治以前にはそれほど使われることのない語だった。そうである以上、〈戸主に対する家族〉であれ、〈集団としての家族〉であれ、明治以降に普及した用語ということになる。したがって検討すべきは、明治以降、なぜ家族という語が普及するようになったのか、また、家族はどのような意味を持つ語として使われるようになったのか、ということだろう。

## (2) 親族関係の語

このことを考えるために、もう一度、先の辞書を見てみよう。江戸時代の『和訓栞』『雅言集覧』『俚言集覧』では、いへのひと、やから（やがら）、うから（うがら）、眷族（眷属）、親族、親類などの語が家の関係者を表す語として用いられていた。これらの語はどのような意味だったのか。

『雅言集覧』は「いへのひと」について、「家の内の人也、召つかふ人をもいふべし」と説明している。「いへのひと」は「家の内」の血縁者のみならず、召使いをも指すことばだった。また、『雅言集覧』は「いへびと」（家人）ということばも載せているが、「いへびと」は「召つかふ人、又家にしたしく出入する人」であり（上：19頁）、主に召使いを意味した。

「うから」（うがら）については、「族、生属、氏族、同姓、属」（『和訓栞』495頁）、「親族兄弟ウカラ、ハラカラ」（『俚言集覧』269頁）と記されている。また、「やがら」に関して、『和訓栞』は、「氏がら家からの義なりといへり又親属をよみたれば生がら弥がらの義にや」と書く（496頁）。つまり、「うから」も「やから」も、血縁者を中心とした家の構成員や関係者を表す語ではあるが、一家に住む血縁者だけでなく、同姓や氏族、親族をも意味する語だった（12）。

幕末の『英和對譯袖珍辭書』以来、familyの訳語として位置づけられた眷族（眷属）も一家内の構成員に限らない。『雅言集覧』は「眷属」について「六親」（父母兄弟妻子あるいは父母伯叔兄弟）以外を指すとし（中：1666頁）、『俚言集覧』も「けんぞくは六親の外の同族をいふ或は僕従家隸をもいふ」と書く（856頁）。眷族は家内の血縁者というよりも、近しい血縁者以外の親族や「僕従家隸」を指す語だった（13）。

このように、上記の語はいずれも今日の家族とはかなり異なる意味合いの語だった。それは、一つにはこれらの語が召使いや奉公人などの非血縁者を含むものだからであり、もう一つは一家内に暮らす者に限らず、親族や同族を含むか、あるいはむしろそうした親族・同族を指す語だったからである。

しかも、かつての親族や同族は血縁者とは限らない。近代化・都市化される以前の農山漁村では、「家の内部では親族成員が住み込み奉公人などと区別されるが、対外的なコンテクストでは、いずれもが家の親族と表現される」という（清水1996：477頁）。また、同族は家の出自に基づいて形成された本家・分家・別家関係にある一族を指すが、奉公人も本家から別家して同族戸となりうるとされる（米村昭二1996：633頁）。米村千代は、「商家や農家では、系譜の成員は同じ血縁関係にあることを要しないというのが、『家』の世代を超えた存続と確実な運営にとって大きな意味を持っていた」と指摘する（米村千代1999：117頁）。家の系譜や親族関係は血縁者に限定さ

れていなかったのである。

一方、ヘボンの『和英語林集成』とそれを参照したとされるサトウらの辞書は、family の訳語として「家内の者」や「家内」を一番に挙げた。それはヘボンの辞書が、他の英和辞書のように主に漢語を訳語として用いるのではなく、雅語や文章語のみならず、日常生活で使われている語彙を収集し、それによって英語の単語を既存の日本語に置き換えようとしたからだろう（丹治・伊藤 2001）（14）。

ヘボンとサトウらの辞書で第一に挙げられた「家内の者」や「家内」は、一家内に住む人々を指す日常語であり、それゆえ眷族や親族、うから・やからといった語よりも、はるかに family に近い語だっただろう。しかしながら、「家内」もまた、家に暮らす血縁者のみを指すことばではなかった。新見吉治によれば、かつて「家内」ということばは、「非親族を包含した我が国の家の構成を表わす」ものだったという（新見 1959 : 448 頁）。前田勇の『江戸語の辞典』も、「家内」について、「一家の者。家の者。家族。奉公人があれば、それをも含む」と書いている（前田 1979 : 263 頁）。つまり、幕末から明治初年の辞書で family に置き換えられた語は、いずれも family や今日の家族よりも広く、使用人などの非血縁者を含む一家の構成員、あるいは親族・同族を含むか、それらを指すことばだった。

にもかかわらず、これらの語が family の訳語とされたのは、family もまたかつて使用人を含む語であり、同居する血縁者に限らない一族や親族を意味する語だったからではある（family の訳語として親族関係の語が残るのはそのためだろう）。だがそれ以上に、当時 family に該当するような、家に居住する直近の血縁者のみを概括する語がなかったからではないか。高柳眞三は、「徳川時代には家の固有の構成員を総括する特別の言葉はなかったようである」と述べている（高柳 1937 : 84 頁）（15）。

それは一つには、一つの家と他の家とのつながりがかなり強く、今日の家族のように、一つの家が他の親族や同族から独立した集団として成立していなかったためだろう。もう一つは、家に住む人々の地位や役割、権限、身分がそれぞれに定められており、それゆえ、一家を構成する人々を総称することができなかったか、その必要がなかったためではないかと思われる。貝原益軒が『家道訓』において一家内の人々について言及する際、父母や子孫、妻子、兄弟、臣妾といった続柄等を一々列挙したのは、このことを意味しているのではないかと思われる。

このように、「家の固有の構成員」を総称する「特別の言葉」がなかったからこそ、family という概念が導入されたとき、それに該当する新たな訳語を見出さなくてはならなかったのだろう。その際着目されたのが、近世においてそれほど一般的な語ではなかった家族という漢語だったのである。

#### 4. 家族という概念の確立

##### (1) 家族と親族と家

しかしながら、家族もまた江戸時代には「家の族」であって、親族や同族とほとんど同義だっ

た。貝原益軒は「女子を教ゆる法」(1710年)の中で、子のない「婦」(妻・嫁)が、「夫・しゅうとの心にかないなば、夫の家族・同姓の子を養い家をつがしめて、婦を出すに及ばず」と書く(石川1977:14頁)。ここでは「家族」と「同姓」が等置されている。しかも、夫の家族の中に婦は含まれない。貝原は、妻にとって「もとより夫の家は皆他人」とも書いている(石川1977:22頁)。

明治に入ってから、しばらくは江戸時代の用法と変わらない。前述のように、1878(明治11)年の物集高見『日本小辞典』は、「いへひろし」について「家族ノ多キヲ云フ」と説明した。だが、家族はうから・やから、親族などと置き換えが可能だった。たとえば、物集高見の『ことばのはやし』(1888年、明治21年)は、「いへひろし」について「うから、やからのおほきをいふ」と書く。玉城肇は、明治初年には「いぜんとして親族と姻族、および同族と親族の区別は明らかでなかったし、家族と親族との区別すら明確では」なかったと指摘している(玉城1971:104頁)。玉城が言うように、この当時、家族は親族関係と明確に区別されてはいなかったのである。

その後、家族を見出し語として載せるようになった1880年代末以降の国語辞典では、家族は「一家の族」や「一家内の者共」などと説明される。これらはなお多分に近世の語感を引き継いでいるものの、家族は基本的に一家内の者に限定されている。家族の説明として、うから、やから、一門といった語を載せる辞書においても、家族は「一家」や「一家内の者共」として位置づけられる。つまり、家族を一つ家の中の人々とし、親族や一族一般と区分する観念が形成されていくのである。

しかしながら他方で、家族を見出し語としてはじめて載せた高橋五郎の『いろは辞典』(1888-89年)や、三田村熊之介の『日本新辞書』(1895年)は、家眷ややからの説明に家族を用いている。家族という語が普及し、重要な語として認識されることによって、家族に親族関係の語を当てるのではなく、逆に親族関係の語の説明に家族が使われるようになるのである。

その前提には親族関係の語の変化があるだろう。たとえば眷族は、『俚言集覧』では父母兄弟などの「六親」以外の「同族」あるいは「僕従家隸」を指すとされていたが、物集高見の『ことばのはやし』(1888年)は、眷族を「ひとついへのもの。つまこはらからのたぐひの、つきしたがへるもの」と説明する。眷族は一つ家の中の近い同胞、つまり家族とほとんど変わらない意味の語として捉えられている。『ことばのはやし』はまた、うがら、親族、親類を「おなじちすぢ」のある人を言うとき、大槻文彦の『言海』も、うがらを「血脈ノ人。ヤガラ。ミヨリ。親族」とする。親族関係の語は、使用人や非血縁者に関する説明が省かれ、血縁者を指す語として捉えられるようになるのである。

このように、親族関係の語が血縁関係を意味する語に変化するにともなって、親族と区別されなかったはずの家族という概念が、かえって親族にまで拡大することになったものと思われる。家族という語の普及は、family という語がかつてそうだったように、家族と親族の区別のみならず、新たな混同や意味の拡大をももたらしたのである。本稿では論及できないが、家族と親族や同族が明確に区分されるようになるのは、1898(明治31)年の民法と翌1899年の商法制定以後のことだろう(16)。

さらに、家族という語の普及は、家を一つの家族とする認識をも生み出した。大槻文彦の『言海』は、住居としての家を建物としての家と「吾ガ家、自宅」に分けるとともに、家に「ウカラ、ヤガラ、家族」という意味を加え、「一家」を「ヒトツ<sup>ヤガラ</sup>家族」と見なした。家族が一家内の者に限定されることによって、「先祖ヨリ相続シ来レル代代ノ名目。名跡。家名<sup>カミヤウ</sup>」（『言海』）としての家とは別に、「一つの家族」（落合直文『ことばの泉』1898年）から成る「ワガ家」「ホオム」（山田美妙『日本大辞書』1893年）としての家が形成されていくのである。

このように家が一つの家族より成る集団として捉えられるようになる背景には、family という語があるだろう。先に見たように、ヘボン『和英語林集成』初版の和英の部で家族 (Kazoku) を Family と訳したが、同時に、家 (Iye) を A house, a family と訳し、家柄 (The kind of family, family line or rank)、家筋・家系 (Family line, lineage, pedigree) などの説明にも family を用いた。また、知新館社の『英和字典』と柴田・子安の『附音挿図英和字彙』は、それ以前の辞書で家、堂、家筋などと訳されていた house に、「家属」という訳語を加えた。そして、家族が family の第一の訳語として定着する 1880 年代半ば以降、多くの英和辞書が house の訳語の一つとして家族を挙げるようになる。家は family、すなわち家族として意味づけられるようになるのである。

## (2) 福沢諭吉『西政事情外篇』

以上のように、家族という語の普及によって、家は一つの家族として捉えられるようになるが、このことは単に眷族や親族、うから・やからといった従来の家の構成員・関係者を家族と呼び代えたということではない。家族が family の訳語として広がった漢語であることに示されるように、家族という語には従来の家や家をめぐる人間関係のあり方とはかなり異なる意味合いが込められていた。

このことを最も早期に明言したのは、おそらく福沢諭吉だろう。福沢はイギリス・チェンバーズ社の学習用教材である *Political Economy* (1852年) を翻訳し、1868 (慶応4) 年に『西洋事情外編』と題して出版する。関口すみ子は、その際福沢は family と family circle を「家族」と訳出し、「身内の者・一門を意味する漢語」であった家族を「親と子からなる親密な集団」として再定義したと指摘する (関口 2007 : 7-9 頁、13 頁)。

『西洋事情外編』を見てみよう。第一巻の「家族」(THE FAMILY CIRCLE) と題する短い章は、次のように書いている (福沢 1969 : 390-391 頁)。

人間の交際は家族を以て本とす。男女室に居るは人の大倫なり。子生れて弱冠に至るまで、父母の膝下に居て其の養育を受るも亦普通の大法なり。斯の如く夫婦親子団欒一家に居るものを家族と云ふ。凡そ世間に人情の厚くして交の睦きは家族に若くものなし。

一夫一婦、家に居るは天の道にて、之を一家族と名く。然ば即ち衆夫衆婦、相集るも亦天道の大義なり。斯く人の相集り相交るものを一種族又は一国の人民と名く。

つまり、家族 (family) は夫婦によって営まれ、子は夫婦によって「弱冠」(the years of maturity) に至るまで養育される。このような夫婦親子の「団欒」(the best affection, the happiness)こそが「人間の交際」(social economy)の基本であり、「天の道」(a dictate of nature)であって、家族が相集まったものが「一種族又は一国の人民」(nations or states)であるという。

福沢が理想としたこの家族には、夫婦と子以外の血縁者は含まれない。使用人も家族から排除されている。福沢にとって家族とは、「天の道」に基づく最も人情の厚く睦ましい集団であり、そうした家族こそ国家・社会の基礎たるべき集団だったのである。

小野昌は、西欧近代において「市民社会が共同体を離れ、都市型の夫と妻とその子どもたちを中心とした family の概念が確立」した時、はじめて「家庭生活はどのようなものでなければならぬのか」「家族とは何か」という思想が求められるようになったと指摘している(小野 1992、29 頁)。そうした西欧近代の family の思想が、福沢の『西洋事情外編』によってはじめて紹介・導入されたのである。

### (3) 家族論の登場

だが、家族とはいかなるものかを論じた書物は、福沢の同書以降、しばらくは出版されなかったのではないと思われる。『明六雑誌』での家族関係の議論が妾制度や一夫一婦制度、男女同権などに限られていたように(山室・中野目：1999-2009)、「文明開化」に際し、まず問題になったのは家族とは何かということよりも、夫婦のあり方(とりわけ妻、母)や一夫一婦制だったであろう。1870年代に出された翻訳書は、箕作麟祥が訳したボンヌ著『泰西勸善訓蒙前編』(1871年)やウキンスロウ著同『後編』(1873年)、F. ウェーランド著・阿部泰蔵訳『修身論』(1874年)、J. ベヌサム著・<sup>かれいし</sup>何礼之訳『民法論綱』(1876年)など、家族そのものというよりも、主に夫婦や親子の権利・義務について論ずるものだった。

また、この時期、家族は family の訳語としては必ずしも確定していなかった。箕作麟祥訳の『泰西勸善訓蒙前編』では、家族も用いられているが、family (famille) の訳語と推測されるのは主に「族人」である。同書は夫婦、親子、兄弟姉妹の責務を「族人二対スル務」とする。しかもこの「族人」は、叔伯父、甥など「祖先ヲ同ウシ共ニ一家ヲ為ス」者をも指す語だった(教科書体系 1 巻：107、112-113 頁)。また、1877 年に出された J. J. ルーソー著・服部徳訳『民約論』では、家族ではなく「一家」や「一家ノ社会」ということばが用いられている〔30：6 頁〕(17)。

family のあり方について直接論じる翻訳書が相次いで出版されるようになるのは 1870 年代末、明治 10 年代に入ってからである。この時期出された翻訳書としては、前掲の J. J. ルーソー著『民約論』(1877 年)、チャンブル編・高橋達郎訳『百科全書』(1878 年)、C. E. ビーチャル・H. B. ストウ著・海老名晋訳『家事要法』(1881 年)、A. ジウルダン著・織田小覚等訳『仏律原論』(1883 年)、H. スペンサー著・乗竹孝太郎訳『社会学之原理』(1885 年)、A. ボワステル著・黒川誠一郎訳『天然法』(1886 年)などがある。なかでも、1883(明治 16)年の『仏律原論』では用語はほぼ家族に統一され、以前のような訳語の試行錯誤はほとんど見られない。

これらの翻訳書で注目されるのは、家族は夫婦と親子によって成り立つ「天理」「自然」に基

づく集団であるとともに、国家や社会の基礎であると捉えられている点である。チャンブル編『百科全書』第3冊交際篇は、「天下ノ交際ハ一家ノ交際ヨリ起ル一家ノ交際ハ夫婦親子ヲ以テ本ト為ス夫レ一家団欒好合調和ノ親ミハ人性欠クヘカラサルモノニシテ天地有テヨリ以来既ニ茲ニ存ス」と述べる〔3; 6: 9 頁〕。ジウルダン『仏律原論』は、家族は社会や邦国町村に先立って存在する「根源」「基礎」であり、「自然ニ生シタル者」であると捉える〔1; 133-134: 205-207 頁〕。ただし、「各国各世人民ノ道德経済政治ノ有様相異ナルニ従フテ其家族ノ組織モ亦タ相異ナルヘシ」〔134: 207 頁〕。家族は「天然自然」の組織であり、どの時代、どの国にも存在するが、その組織のあり方は国や時代によって異なるという。また、スペンサーは生物進化論を援用した社会進化論に基づいて、家族の進化の過程を描き、ボワステル『天然法』は、家族とは「一ノ社会ニシテ父母ト子孫ノ間ニ自然ト生スル者」、すなわち「自然ノ社会」であると指摘する〔278-279: 505-506 頁〕。生物学や進化論、自然法（性法）に基づいて、家族が国家や法に先立つ自然の集団として捉えられているのである。

翻訳書以外では、1883（明治16）年の斎藤捨蔵『齐家新論』が、家や家族のあり方について論じた最も明治初期の文献の一つだろう。同書は戸主の「専制」を批判し、夫婦を基礎とした「立憲家政」を確立することを提唱する。また、1885年の桜井静『真理実行論』は、「吾人々類社会」は「一家族」より始まるとし、「家族間ニ存スル真理」とは、「一家族間ノ利益公福ヲ、維持増進スルガ為、天然自然欠ク可ラザル行為」を指すと述べる〔19: 33 頁〕。前者の『齐家新論』が、家族の他に、家、一家、家内といった語を多用しているのに対し、後者の『真理実行論』では、家族が基本的な用語となっている。

1880年代末になると、倫理学と題する文献が増えはじめ、倫理学において家族が論じられるようになる。吉見経綸『倫理学』（1888年）は、「家族ハ実ニ社会ノ基礎ニシテ之ナケレバ国民社会ヲ成ス能ハズ」「凡ソ人ノ快樂幸福ノ大分ハ之ヲ家族社会ヨリ査出スヘキモノ」と述べ、「家族ノ完全ナルモノ」は夫婦、親子、兄弟姉妹という「三種ノ関係」からなると捉える〔19, 21: 20, 24-25 頁〕。1890（明治23）年の矢島錦蔵著『普通倫理学』もまた、「家族ノ目的ハ人生自然ノ性情ニ従ヒ子孫ヲ後世ニ遺スニ在リ」「家族ハ生物自然ノ本能ニ於テ、人生ノ情理ニ於テ、社会ノ実利ニ於テ実ニ神聖犯スベカラザル結合ナリ」と指摘する〔120-121: 231, 233 頁〕。

以上のように、1870年代末以降、西欧の翻訳書を通して、家族とは夫婦と子どもを中心とした最も親密で根源的な血縁集団であり、家族こそ国家や社会、民族の基盤となる基礎集団であるとする思想が形成されていく。家族という語にはそうした思想や理想が込められたのであり、それゆえに家族は、親族一般とは異なる一家内の最も近い血縁者およびその集団を意味する語となった。このような意味での家族は、非血縁者や同族・同姓をも含む語だった眷族や親族、うから・やからなどとも、そして、これらの語とほとんど同義だったかつての家族とも、もはや異質のものと言えるだろう。

## おわりに

幕末から明治初年にかけて、家族は family に該当する語として使われ出す。1867（慶応3）年に出されたヘボン『和英語林集成』は、Kazoku を Family と訳し、福沢諭吉は、翌 1868 年の『西洋事情外編』において、家族（family）とは「夫婦親子団欒一家に居るもの」であり、家族こそが「人間の交際」の基本であって、家族の集合が「一種族又は一国の人民」であると明言した。英和辞典では 1872（明治5）年の知新館社訳『英和字典』が最初に family の訳語に「家属」の語を当て、1880 年代半ば、明治 10 年代末になると、家族は英和辞典や翻訳書において family の訳語として定着する。

こうして使われるようになった家族という語は、もはやかつてのような親族や眷族、同族と同義の語ではない。1880 年代に広まった家族ということばには、人間としての自然の本能や天性に基づく最も親密で根源的・普遍的な集団、人類の子孫を生み育てる場、人々の幸福と国家・社会の安定・繁栄の源、社会や国家を構成する基礎集団といった思想や理想が込められていたからである。

このように家族が自然に基づく集団であるとすれば、非血縁者は正式な家族の一員ではありえない。また、自然の血縁集団こそが国家・社会の基礎単位であるとすれば、家族は他の親族と区別され、それぞれが自らの血縁集団である家族に属する必要がある。家族という概念は家族と親族を区別し、非血縁者を家族から除外することによって、国家・社会の基礎単位たる血縁者の集団を形成するものだったのである。そしてまた、家族を自然の集団として捉えることは、家名や家産・家業の継承の場として以前に、まずは夫婦和合、団欒、幸福のための集団、および子どもを生み育てるための集団として家族を意味づけるものだった。家族という概念には、こうしたあるべき機能や役割も込められていたのである。

家族という概念が以上のようなものとして成立することによって、家もまた家族とならざるをえなかったのだろう。家族とは、時代や民族、国家によってその形態や役割、内部の秩序は異なっただとしても、そもそも国家・社会に先立って存在する集団であり、生物学的な基盤を持った人類に最も普遍的で自然な集団であると捉えられるようになったからである。

もともと、西欧の family の思想が導入される中で、「東洋ニテハ親子ノ関係ヲ先キニシ夫婦ノ関係ヲ後ニス。西洋ニ於テハ全ク之レニ反セリ」といったことが言われるようになる〔矢島 1890：121；233 頁〕（18）。だが、日本の家や家族の特殊性を強調するような議論においても、家族を自然の関係として意味づけ、その団欒や役割の重要性を強調し、国家・社会の基礎単位として位置づける点では変わらない（広井 2010）。家を日本に特殊な家族とする戦前の家族制度論や家族国家観は、家族とそれ以外の親族・非血縁者を分け、国家・社会の普遍的な基礎単位として家族を意味づけるこのような家族の概念と思想を摂取することによって、はじめてその成立が可能になったのである。

(付記) 本稿は下記の拙稿をほぼ全面的に書き改めたものである。

「〈家族〉の範囲—明治初期の家族と親族」『高崎健康福祉大学紀要』第1号、2002年。

本稿作成に当たって、中国語について、本学本学部の蘭明教授から貴重なご助言をいただいた。ここに感謝の意を記したい。

## 注

- (1) 小野昌によれば、ラテン語で「召使い」という意味の family が、「同じ屋根の下に住む、両親、子どもたち、召使い等を含む人々の集団」を意味する語としてイギリスで使われるようになるのは 16 世紀であるという。その後 family は、「血統や親族」、「種族」、政治的・宗教的な「仲間」や「国家」へと意味を拡大する。他方、使用人を含む語であった family が、親と子を指す語として普及するのはかなり遅く、産業革命を経た 19 世紀半ばごろであるとされる (小野 1992)。  
なお、本稿では原本に付いていたルビはカタカナ (ただし省略したものもある)、筆者が付けたルビは平仮名で記した。また、国会図書館の「近代デジタルライブラリー」を参照した場合は、〔 〕内にコマ数とページを示した。たとえば、[1; 2: 3 頁] とあるのは、第 1 冊の 2 コマ目で、3 ページを表す。
- (2) 親族研究をリードしてきた文化人類学では、1970 年代以降、普遍的で通文化的な親族概念を前提とした研究に対して根底的な批判がなされてきたという (瀬川 1997)。その結果、「もはやある意味で、親族研究は死んだのである」とすら言われている (船曳 1997: 5 頁)。
- (3) 法令上では明治初年から家族の語が使われていたものと思われる。1868 (明治元) 年に出された知足編の漢語辞典『布令字弁初篇』には「<sup>カザツ</sup>家族」が掲載され、「イエノヤカラ」と説明されている。同辞典は「専ら公令御触面ノ中ヨリ童蒙ノ輩ニ義解シ難キ文字而已」を収録したものであり、「当時の布令に多用された漢語を中心に時代語・難解語に語釈を与えたもの」とされる (飛田・妹尾 1988: 375, 377-338 頁)。これによれば、家族は法令で使用された「時代語・難解語」の一つだったということになる。なお、1868 年に出された『内外新報字類』『新令字解』『日誌必用御布令字引』『内外新聞画引』の 4 つの漢語辞典には、家族という見出し語は掲載されていない (湯浅 1999)。
- (4) 本稿では中島広足の増補版 (1887 年) を参照。中島広足が増補した語には〔補〕の印が付けられているが、「いへひろし」にはその印がないため、この説明は石川雅望によるものと思われる。
- (5) 高橋五郎の『いろは辞典』については、「和漢雅俗」(1888-89 年)、「漢英対照」(1888 年)、「増訂二版和漢雅俗」(1892-93 年) を参照した。表 2 には「和漢雅俗」を載せたが、他の辞書でも語釈はほとんど変わらない。なお、高橋五郎の同辞書は「家庭」を見出し語としていち早く載せた辞書でもある。同辞書は家庭について、「いへには」「自分の家の内を謂ふ例へば家庭教育などいふが如し」と説明している。家庭は、表 1 に載せた辞書では、服部元彦『雅俗雅日本小辞典』と同『増補再版』が「家庭教育」を「ははのをしえ」、落合直文『ことばの泉』が「家庭」を「己が家の内。うち。かていの教」と記すのみである。家庭ということばの語誌については、新村 (1971)、半沢 (1983)、参照。
- (6) これらはオランダ語の辞書を日本語に訳したものである。なお、桂川甫周の『和蘭字彙』(1855-1858 年) には、familie という見出し語はなく、huisgenoot と huisgezin (huis は家という意味) が「眷族」と

- 訳されている。また、イエズス会によって出されたポルトガル語の『日葡辞書』（1603-04年）には、親類（Xinrui）と親族（Xinzocu）はあるが家族は載っていない。
- (7) 改定増補版である堀達之助『改正増補英和対訳袖珍辞書』（1867年）と、薩摩学生『大正増補和訳英辞林』（1871年）でも、表2の訳語に変化はない。また、表2には載せなかったが、荒井郁之助編『英和対訳辞書』（1872年）、K. S. Asome『和譯英語聯珠』（1873年）、鹿田等編『広益英倭字典』（1874年）、佐々木庸徳『明治大成英和対訳字彙』（1885年）の訳語は、堀達之助の前掲辞書とほとんど変わらない。
- (8) 『英和字典』以前に出された以下の辞書等でも、family (famille, Famille) は家族ではなく、親族（親属）、親類、眷属、家内、うちわなどと訳されている。松岡畏『英単語篇増訳』（1871年）、好樹堂『官許仏和辞典』（1871年）、蔵田氏新鐫『浅解英和辞林』（1871年）、梅浦元善『通俗英吉利単語篇』（1871年）、中村順一郎『独逸単語篇和解』（1871年）、中村雄吉『普語箋』（1871年）。
- (9) 表2の英和辞典で connection を「家属」と訳していたのは、尺振八『明治英和字典』のみである。他の辞書は、connection、connexion、consanguinity、kin、kind、kindred、relation、relative を眷族、血族、親族、親戚などと訳している。また、home は「家」「住所」「故郷」等であり、家族や家庭という訳語はない。なお、近年の英語中国語辞典を引くと、family の訳語は「家」「家庭」「家属」「亲属」などとなっている（新英汉词典编写组編 1975）。岩波書店の『日中辞典』（2001年）では、家族の中国語訳は「家庭」「家属」「家眷」「家子」である。現在では family の訳語の一つとして家属も挙げられているが、家庭の方が一般的なようである。
- (10) これまで見てきた近世の文献や国語辞典では「家属」という表記は見られないため、日本語では従来「家族」が用いられてきたものと思われる。ただし、ウィリアムスの辞書にあるように、中国語でも「家族」は用いられている。香坂順一編『現代中国語辞典』によれば、「家属」は家庭内の戸主あるいは当人以上の成員を指すのに対し、「家族」は、「同じ血統に属するなん代かのもの」を意味するという。特定の人を中心とした一家の構成員を意味する今日の日本語の家族に近いのは、中国語では家属の方なのだろう。なお、表2の英和辞典では「家属」とともに「家族」が用いられている。明治初期に導入された漢語は結局定着しなかったものがかなりある。「家属」もその一つだろう。
- (11) 千田有紀によれば、家を「封建遺制」とし、〈家から家族へ〉の変動を提唱する家族変動論が形成されたのは戦後であり、核家族を普遍的な家族形態とするマードックの核家族論が広まった1960年代以降、家は欧米の家族とは異なる日本の特殊な「伝統」と見なされるようになったという（千田1999）。
- (12) 『角川古語大辞典』は、「やから」を「一つの家の中に共住する一族。また、同族」と説明している（5巻：707頁）。やからが家内の者だけでなく同族をも意味したのは、やからの「家」が同族をも意味したからだろう。大竹秀男によれば、江戸時代、庶民の間でよく使われた「<sup>いっけ</sup>一家」は、一門、一族などと同様、本家分家関係にある同族を表す語だったという（大竹1982：92、97頁）。
- (13) 前田勇の『江戸語の辞典』は、眷属について「六親以外の同族」「家族全員。家族」「従僕家隸」という三つの意味を挙げ、「六親」を「父・子・兄・弟・夫・婦」または「父・母・兄・弟・妻・子」とする（前田1979：369頁）。後者は『雅言集覧』と同じだが、前者は『雅言集覧』とかなり異なる。
- (14) 森岡健二はヘボンが日常語を多く採用したことについて、社会的背景の異なる「外国語を日本的な概念にしていって同化させようとした」と指摘する（森岡健二1991：8-9、21頁）。
- (15) もっともこのすぐ後、高柳は「家の固有の構成員」と「他の親族とを区別する観念の存したことは、固有の構成員にあらずして一家内に同居する親族を厄介と称してゐたことによって知りうる」と述べ、「本来の家族」は「直系血族親とその配偶者とによって構成」されていたと捉える（高柳1937：84-85頁）。しかし、にもかかわらず、「家の固有の構成員を総括する特別の言葉」がなかった以上、厄介以外の直

- 系血族こそ「本来の家族」であるという観念もなかったということではないだろうか。
- (16) 民法は「戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ配偶者ハ之ヲ家族トス」と定めるとともに(732条)、親族を血族と配偶者および姻族に限定して、非血縁者や同族を親族から排除した。米村千代は、「民法における規定はあくまで家族に関する規定であった。したがって複合の『家』をつなぐ系譜性、家々をつなぐ系譜、使用人の家族を『家』に取り込む別家制度は民法に取り込まれることはなかった」とし、家族の法である民法と経営の法である商法が、家の系譜と経営を分離させたと指摘する(米村1999:159頁)。
- (17) ただし、近代デジタルライブラリー所蔵の同書にはかなり落丁がある。なお、5年後の1882年に中江兆民が漢文に訳したルーソー『民約訳解』では「家族」が用いられている。
- (18) 元田永孚は「教育議附議」(1879年)において、「西洋ノ修身学」が「夫婦ノ倫ヲ父子ノ上ニ置ク」のは「我邦ノ道ニ悖ル」と述べる(片山1974:54頁)。だが、山鹿素行は『武教小学』(1656年)で、王吉と朱子のことばを引き、「夫婦の道」を「人倫の大道」と説く(山住・中江1巻:137頁)。元田も自ら執筆した『幼学綱要』(1882年)で、「人二男女アリ。故ニ必夫婦アリ。然後父子アリ」「所謂ル、人倫ハ夫婦ニ始ルナリ」(片山1974:30-31頁)と書いている。このように、夫婦を人倫の「大道」と位置づけるのは儒教の思想でもあるのだが、ナショナリズムの高揚とともに、元田の「教育議附議」のような見方が次第に西欧道徳批判のための通説的な理解となっていく。

## 引用・参考文献

- 有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集』第IX巻、未来社、1970年。
- 有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集』第X巻、未来社、1971年。
- 石川松太郎編『女大学集』平凡社東洋文庫、1977年。
- 大竹秀男『封建社会の農家族』改訂版、創文社、1982年。
- 小野昌「家」渡部昇一編『ことばコンセプト事典』第一法規、1992年。
- 海後宗臣・仲新編『日本教科書体系』近代編第1巻修身(1)、講談社、1961年。(教科書体系と省略)
- 貝原益軒『日本教育思想体系 貝原益軒』上巻、日本図書センター、1979年。
- 片山清一『資料・教育勅語』高陵社書店、1974年。
- 香坂順一編『現代中国語辞典』光生館、1984年。
- 国立国語研究所『明治初期の新聞の用語』1959年。
- 斎藤捨蔵『齐家新論』1883年。〔国会〕
- 桜井静『真理実行論』1885年。〔国会〕
- 佐藤喜代治『国語語彙の歴史的研究』明治書院、1971年。
- 佐藤亨『幕末・明治初期語彙の研究』桜楓社、1986年。
- 清水昭俊「日本の親族組織 概観」比較家族史学会編『事典家族』弘文堂、1996年。
- 『女学雑誌』「社説日本の家族」第96号、1888年2月11日。
- 『女学雑誌』「社説日本の家族」第97号1888年2月18日。
- 新村出『新村出全集』第4巻、筑摩書房、1971年。
- 瀬川昌久「人類学における親族研究の軌跡」青木保他編『岩波講座文化人類学』第4巻、岩波書店、1997年。
- 関口すみ子『国民道徳とジェンダー』東京大学出版会、2007年。
- 千田有紀「『家』のメタ社会学」『思想』第898号、岩波書店、1999年。

- 高柳眞三「徳川時代の封建法における親族の構成と意義」石井良助編『法制史論集』岩波書店、1937年。  
 玉城肇『日本家族制度論』法律文化社、1971年。  
 丹治弘昌・伊藤益基「ヘボンとサトウの英和辞書の訳語比較」『駒澤大学外国語部論集』第54号、2001年。  
 戸田貞三『家族構成』1937年。復刻版、新泉社、1982年。  
 中村幸彦他編『角川古語大辞典』角川書店、1982-1999年。  
 新見吉治『壬申戸籍に関する研究』日本学術振興会、1959年。  
 半沢洋子「かてい」佐藤喜代治編『講座日本語の語彙第9巻語誌I』明治書院、1983年。  
 飛田良文・妹尾和子「明治初期の漢語一覧」佐藤喜代治編『漢字講座8近代日本語と漢字』明治書院、1988年。  
 広井多鶴子『主婦』ということば 群馬女子短期大学『国文研究』第27号、2000年。  
 広井多鶴子「親と子の『自然』の責務」東京大学教育学研究科『教育行政学研究室紀要』第29号、2010年。  
 福沢諭吉・慶応義塾編『福沢諭吉全集』第1巻、岩波書店、1969年。  
 船曳建夫「序 Communal と Social、そして親密性」青木保他編『岩波講座文化人類学』第4巻、岩波書店、1997年。  
 前田勇『江戸語の辞典』講談社学術文庫、1979年。  
 南出康世『英語の辞書と辞書学』大修館書店、1998年。  
 森岡清美・望月崇『家族関係』日本放送大学出版協会、1987年。  
 森岡健二編著『近代語の成立 語彙編』改訂版、明治書院、1991年。  
 諸橋轍次編『大漢和辞典』巻3、大修館、1966年。  
 矢島錦蔵著『普通倫理学』1890年。〔国会〕  
 山住正巳・中江和恵編『子育ての書』1-3巻、平凡社東洋文庫、1976年。  
 山田昌弘『近代家族のゆくえ』新曜社、1994年。  
 山室信一・中野目徹校注『明六雑誌』岩波文庫、1999、2008、2009年。  
 湯浅茂雄「慶応四年・明治元年漢語辞書五種総合索引」『実践女子大学文学部紀要』第42集、2000年。  
 湯浅茂雄「蘭学・英学における翻訳法と日本語」実践女子大学『実践英文学』第59号、2007年。  
 吉見経綸『倫理学』1888年。〔国会〕  
 米村昭二「同族」比較家族史学会編『事典家族』弘文堂、1996年。  
 米村千代『「家」の存続戦略』勁草書房、1999年。  
 新英汉词典编写组編『新英汉词典』生活・讀書・新知三联书店香港分店、1975年。  
 A. ジウルダン著・織田小覚他訳『仏律原論』1883年。〔国会〕  
 A. ボワステル著・黒川誠一郎訳『天然法』1886年。〔国会〕  
 C. E. ピーチャル・H. B. ストウ著・海老名晋訳『家事要法』1881年。〔国会〕  
 H. スペンサー著・乗竹孝太郎訳『社会学之原理』1885年。〔国会〕  
 J. ベヌサム著・何礼之訳『民法論綱』1876年。〔国会〕  
 J. J. ルーソー著・服部徳訳『民約論』1877年。〔国会〕  
 J. J. ルーソー著・中江兆民訳『民約訳解』1882年。〔国会〕  
 W. チャンブル・R. チャンブル編・高橋達郎訳編『百科全書』第3冊交際篇、1878年。〔国会〕  
 W. Chambers and R. Chambers (ed.), Political economy for use in schools and for private instruction, 1852.

\*〔国会〕は国会図書館近代デジタルライブラリー所蔵文献。史料として参照した辞書の一覧は紙幅の関係で省略した。